

令和8年2月3日

宿泊約款の改定 ならびにその運用の厳格化について  
～キャンセル料発生日の変更・貸切およびそれに準じる予約の申込金必須化～

旅人の宿 蒼空げすとはうす

平素は格別のご高配を賜り 誠にありがとうございます。

旅人の宿 蒼空げすとはうす（以下 当館）におきましては、下記のとおり宿泊約款を改定いたしますのでお知らせ申し上げます。

■宿泊約款改定日

令和8年(2026年)3月1日

■改定の要旨

・宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金（キャンセル料）支払義務の発生期日を宿泊2日前から宿泊7日前に変更します。

・当館が定める客室数（3室以上）の宿泊契約をお申込みいただいた際の申込金支払の運用を厳格化します。

■宿泊約款の新旧対照

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

(変更前)

キャンセルをお申し出頂いた日	不泊	当日	前日 および2日前	3日前以前
	100%	100%	50%	0%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分（初日）の違約金を收受します。

3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

(変更後)

キャンセルをお申し出頂いた日	不泊	当日	前日 および 2日前	3日前から 7日前まで	8日前以前
	100%	100%	50%	20%	0%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分（契約を短縮した初日）の違約金を收受します。

(3. 廃止)

## ■参考事項

申込金に関する規程は 当館約款 第3条および第4条によります。

### (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただく場合があります。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### (申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかつた場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかつた場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

実務上、3室以上のご予約につきましては 申込金のお支払いをお願いすることにより  
第4条「申込金の支払いを要しないこととする特約」は適用されないこととなります。

当館の現行の宿泊約款は 当館ホームページ [https://www.kumano-guesthouse.com/terms\\_of\\_condition.html](https://www.kumano-guesthouse.com/terms_of_condition.html) にてご確認下さい。

ご理解賜りますよう 何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

(本件に関するお問い合わせ先)

旅人の宿 蒼空げすとはうす

代表者 山本 直也

電話 0735-42-0800